○内閣府告示第百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第七十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　青森県

三　構造改革特別区域の名称　環境・エネルギー産業創造特区

四　構造改革特別区域の範囲　八戸市、十和田市、三沢市及びむつ市並びに青森県東津軽郡平内町、上北郡野辺地町、七戸町、百石町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、下田町及び六ヶ所村並びに下北郡東通村並びに三戸郡南郷村の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業（一一〇三）及び特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業（一二〇八）

○内閣府告示第百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第九十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　茨城県

三　構造改革特別区域の名称　鹿島経済特区

四　構造改革特別区域の範囲　鹿嶋市及び潮来市並びに茨城県鹿島郡及び行方郡の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　資

本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業（一一〇三（一一二二））、高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業（一一一五）、高圧ガス設備の開放検査期間変更事業（一一一九）、特定施設における保安検査期間変更事業（一一二五（一一一四））及び再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業（一三〇四（一三〇五））

○内閣府告示第百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　行田市

三　構造改革特別区域の名称　浮き城のまち人づくり教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　行田市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百八十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県

三　構造改革特別区域の名称　健康福祉千葉特区

四　構造改革特別区域の範囲　銚子市、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、勝浦市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市及び白井市並びに千葉県印旛郡栄町、香取郡栗源町及び東庄町、海上郡海上町、長生郡睦沢町、長生村及び白子町、夷隅郡御宿町及び大原町、安房郡鋸南町及び千倉町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百四十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県

三　構造改革特別区域の名称　安房自然学校特区

四　構造改革特別区域の範囲　館山市及び鴨川市並びに千葉県安房郡富浦町、富山町、鋸南町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町及び和田町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地

方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一三〇一及び一三〇二）

○内閣府告示第百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都新宿区

三　構造改革特別区域の名称　専門職育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都新宿区の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　夜間大学院留学生受入れ事業（五〇八）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己

所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）

○内閣府告示第百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第百号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横浜市

三　構造改革特別区域の名称　国際物流特区

四　構造改革特別区域の範囲　横浜市の区域のうち、横浜港臨港地区（横浜市金沢区八景島の全域を除く。）及び特別工業地区

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　臨

時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）、税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）及び特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業（一二〇八）

○内閣府告示第百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百八十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横浜市

三　構造改革特別区域の名称　国際ＩＴビジネス交流特区

四　構造改革特別区域の範囲　横浜市の区域の一部（港北区新横浜一丁目及び二丁目の全域並びに新横浜三丁目、小机町、新羽町及び鳥山町の区域の一部）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特

定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）

○内閣府告示第百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県下高井郡野沢温泉村

三　構造改革特別区域の名称　湯の郷・野沢温泉どぶろく特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県下高井郡野沢温泉村の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）及び地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草

放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百四十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　伊賀市

三　構造改革特別区域の名称　伊賀市意育教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　伊賀市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学

校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇

（八〇一―二）） 及び市町村教育委員会による特別免許状授与事業（八三〇）

○内閣府告示第百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百四十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　滋賀県

三　構造改革特別区域の名称　滋賀県国際物流特区

四　構造改革特別区域の範囲　彦根市、長浜市、甲賀市、東近江市及び米原市並びに滋賀県蒲生郡日野町、神崎郡能登川町、愛知郡愛知川町、犬上郡豊郷町及び多賀町並びに坂田郡近江町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　距

離基準の延長に伴う保税蔵置場の設置促進事業（七〇六）

○内閣府告示第百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県並びに兵庫県揖保郡新宮町、赤穂郡上郡町及び佐用郡三日月町

三　構造改革特別区域の名称　先端光科学技術特区

四　構造改革特別区域の範囲　兵庫県揖保郡新宮町、赤穂郡上郡町及び佐用郡三日月町の区域の一部（播磨科学公園都市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

○内閣府告示第百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百九十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡市

三　構造改革特別区域の名称　福岡アジアビジネス特区

四　構造改革特別区域の範囲　福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）

（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）、夜間大学院留学生受入れ事業（五〇八）、臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）、税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）、公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業（一二〇一）、特定埠頭運営効率化推進事業（一二〇三）及び自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業（一二〇四）

○内閣府告示第百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百九十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十八日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北九州市

三　構造改革特別区域の名称　北九州市国際物流特区

四　構造改革特別区域の範囲　北九州市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請

優先処理事業（五〇四）、臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）、税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）、資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業（一一〇三（一一二二））、公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業（一二〇一）及び特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業（一二〇八）